

社会福祉法人 翠福社会

役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人翠福社会の役員・評議員、評議員選任・解任委員及び第三者委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 1 役員とは、理事及び監事をいう。

2 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。

3 評議委員選任・解任委員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。

4 第三者委員とは、第三者委員規程に関する規程第4条に基づき置かれる者をいう。

(評議員会及び理事会の出席)

第3条 役員が評議員会及び理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議員及び理事の報酬)

第4条 理事長が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、その業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議委員には、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導または監査の業務に当たった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(評議委員選任・解任委員の報酬)

第6条 評議委員選任・解任委員が評議委員選任・解任委員会に出席したときは、別表4により報酬、実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(第三者委員の報酬)

第7条 第三者委員が苦情解決委員会に出席したときは、別表5により報酬、実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第8条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第9条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第10条 本規程を改正する必要が生じた場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附則 平成19年4月1日施行

改正事項

1 平成19年4月1日 適用

2 平成29年4月1日 全面改定

3 平成31年4月1日 改定

第2条(定義)

第4条(3項)

第6条(評議委員選任・解任委員の報酬)

第7条(第三者委員の報酬)

別表 1

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会・理事会 出席報酬等	3,000円	2,000円

別表 2

名 称	報 酬	実費弁償費
理事業務報酬等	5,000円	2,000円
監事監査指導報酬等	5,000円	2,000円

別表 3

旅 費	宿泊費	報酬1日	その他
実 費	実 費	5,000円	実 費